

早期の接続にご協力ください！

下水道の供用を開始した区域をお知らせします

3月31日から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。早めの接続工事にご協力をお願いします。また、受益者負担金（整備により利益を受ける人が支払うお金）の納付をお願いします。

※図面は市ホームページでご確認ください▶

開始区域	
燕地区	大曲・八王寺・水道町四丁目・秋葉町四丁目・下太田・西燕町・佐渡・南七丁目の各一部
吉田地区	吉田旭町一丁目・吉田旭町二丁目・吉田旭町三丁目・吉田旭町四丁目・吉田新町・吉田神田町・吉田下町・吉田西太田の各一部
分水地区	笈ヶ島・分水学校町一丁目の各一部

下水道法により、公共下水道への速やかな接続が定められています。また、くみ取り式トイレを使用している場合は、3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

- 市内の金融機関から、低利な排水設備資金の貸し付けを受けられる制度があります（新築と集合住宅は対象外）。
- 下水道への接続は、住宅リフォーム助成の対象です。詳細は10ページをご覧ください。

問合せ
下水道課 計画管理係
(市役所 2階 18 番窓口)
☎ 0256・77・8291


早期に接続した場合のホトクな制度

供用開始日から1年以内に接続すると、下水道使用料が1年間無料になります（新築は対象外）。

企業支援

メニューを

ご活用ください



- 1 空き店舗をリノベーションしたい！
空き店舗の改修費用補助
補助対象経費の1/2以内（限度額150万円）
- 2 空き家などの賃借料補助
賃借料の1/3以内、月上限5万円を12カ月以内で補助
- 3 創業のために受けた融資の利子を補給
負担利子2%までを融資実行日から3年間補給（融資額500万円まで）
- 4 新商品を開発したり、新技術を開発したい！
新商品・新技術の開発費補助
補助対象経費の1/2以内（限度額250万円）
- 5 見本市に出展して顧客を獲得したい！
1 国内見本市出展者に小間料を補助
出展小間料の1/2以内（限度額25万円）
- 2 海外見本市出展者に小間料

- 6 感染症リスク管理としてPCR検査を受けたい！
従業員などに対するPCR検査費用を補助
補助率 1検体あたり1/4以内（限度額1万円）
- 7 オンライン見本市出展者に出版料を補助
補助対象経費の1/2以内（限度額15万円）
- 8 翻訳機器の購入、社内規則やマニュアルの翻訳費用の1/2以内を補助（限度額5万円）
- 9 みんなが活躍できる職場環境づくりの費用を補助
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍、ダイバーシティの推進のための研修会の実施、就業規則の改訂などの取り組みに要した費用を補助（1/2以内で限度額20万円または1/3以内で限度額10万円）

- 10 仕事にインターネットを活用したい！
WEBサイトの構築費やWEBCカメラなどオンライン化に必要なパソコン周辺機器の購入費を補助
補助対象経費の1/2以内（限度額50万円以内）
- 11 申請書は商工振興課（市役所 3階 23番窓口）に用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。また今回紹介した制度以外にも、小売商業、企業立地などに関する補助制度もあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- 12 申請・問合せ
1、2、5、6、11
商工振興課 産業支援係
☎ 0256・77・8231
- 3、4、7、12
商工振興課 新産業推進係
☎ 0256・77・8232
- 6、8、9、10
地域振興課 協働推進係
☎ 0256・77・8361

住宅・建築関連の補助金を紹介します

1 アスベスト含有調査費の補助

対象 市内にアスベストが吹き付けられていると思われる建築物を有している市税の滞納がない法人および個人

補助内容 吹き付けアスベスト含有調査費（税抜）の全額（ただし1検体の場合15万円、複数検体の場合1棟25万円が上限）

募集件数 2件程度

2 住宅リフォーム助成
今年度は、新型コロナウイルス感染症の地域経済対策事業として臨時的に実施。

対象 次の全てに該当する者
● 燕市に住所を有する市税の滞納がない個人
● 自己または親族が所有する市内の住宅で、住宅用火災警報器を対象工事完了時まで設置済の住宅

補助内容
● 対象工事額が税込22万円以上のリフォーム工事で、市内登録施工業者が行う工事（ただし他の補助を受けた場合、その部分は対象外）
● 4月1日（月）以降で申込通知

3 住宅の耐震化に関する費用の補助

対象 次の全てに該当する者
● 住宅の所有者または所有者の親族（3親等以内）で市税の滞納がない個人
● 市内の昭和56年以前に建築された一戸建ての木造住宅

補助内容
● 耐震診断：7～11万円
※自己負担1万円
● 耐震改修：工事費（税抜）の1/5
※上限100万円
● 耐震建替：工事費（税抜）の1/5
※上限60万円

- 募集件数
- 耐震診断：20件程度
- 耐震改修および建替：5件程度


● その他 耐震診断および耐震改修補助は、高齢者世帯または要介護認定者、要支援認定者、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者もしくは精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯は、自己負担の免除や上限の引き上げがあります。

工事着手前の申請が必要です。 詳しくは、営繕建築課窓口にて置いてあるチラシまたは市ホームページをご覧ください。

申請期間
1 3：4月1日（月）～8月31日（月）
2 ……：4月1日（月）～予算額に達し次第終了

申請方法
所定の申請書に必要な書類を添付し、営繕建築課へ持参してください。

申請・問合せ
営繕建築課 建築指導係
(2階 28・29番窓口)
☎ 0256・77・8282



	1 移住家族支援事業	2 まちなか居住支援事業
対象者	転入者 (賃貸住宅に移り住み2年以内の世帯含む)	市民 (申請時の年齢が満50歳未満の人)
対象住宅	移住場所が市内である住宅	建築場所が「燕市立地適正化計画」で設定している「居住誘導区域」内※であること
共通要件 ※全て満たす人	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象住宅（昭和56年6月1日以降に建築）を新築または購入するため、金融機関などとの借入契約（償還期間10年以上）を締結し、その住宅に2人以上で居住する人 ● 市税を滞納していない人 ● 新築の場合…申請時点で基礎工事に着手しておらず、交付申請書を年度内に提出できる人 ● 購入の場合…申請時点で契約していない人 	

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

受付開始日

4月1日（木）

※予算に達し次第終了

補助金額 転入者は最大100万円、市民は最大25万円が上限です。

基本額・条件に応じた加算額など、詳細は市ホームページをご確認ください。

申請方法 申請書を都市計画課 都市計画係（市役所 2階 16番窓口）へ提出。郵送不可。

その他 住宅ローン「フラット35」を利用し住宅を取得する場合は、金利の優遇を受けることができます。

事前相談・問合せ 都市計画課 都市計画係 ☎ 0256・77・8263

詳しくはこちら▶

